令和８年 11 月

秋田県産業振興プラザ「創業支援室」利用者（入居者）募集要項

公益財団法人あきた企業活性化センターでは、創業・起業や新たな事業分野への進出等を目指す意欲的な事業者に事務スペースを提供するため、県庁第二庁舎３階に「創業支援室」を１０室設置し、利用者（入居者）を公募しています。

１　創業支援室の概要

（１）所在地

秋田市山王三丁目１番１号　秋田県庁第二庁舎３階　秋田県産業振興プラザ内

（２）室数・面積・使用料

室　　名	室　数	面　　積	月 額 使 用 料
創業支援室Ａ（個室）	８	１７～２２㎡	２２，０００円
創業支援室Ｂ（個室）	２	４８～５０㎡	５２，３８０円

保証料・敷金等はかかりません。使用料の他に、光熱水費を負担していただきます。

（３）配置図

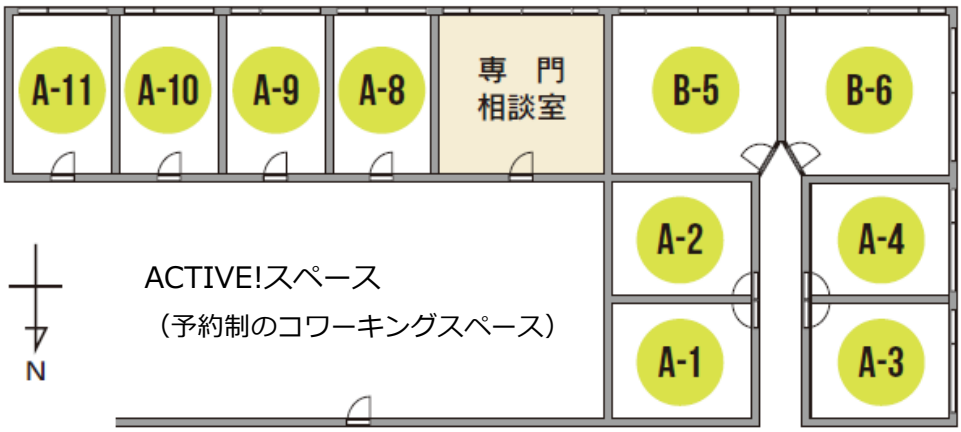

※A-1とA-2は、窓が無い部屋となります。

（４）設備等の概要

施錠	完全個室で、部屋ごとに施錠ができます。
備品	テーブル、椅子４～５客、鍵付きキャビネット２台　ほか 部屋タイプにより異なり、現状での入居となります。部屋内での備品の移動は可能ですが、部屋外に出すことはできません。
電源	壁面に２口コンセントあり（100V、15A）
照明	天井に蛍光灯型 LED 照明を設置しています。
空調	冷房時の室温 28℃、暖房時の室温 19℃を目安として集中管理されています。集中冷暖房の稼働は県庁開庁時間のみで、夜間及び閉庁日には稼働しません。
インターネット（有線 LAN）	各部屋に LAN ケーブルを１本設置しており、入居者は無料で利用できます。

電話回線 光回線	回線引込みの有無は部屋ごとに異なり、現状での入居となります。事前調査や工事は各自手配してください。事前調査、工事及び使用にかかる費用は入居者負担です。庁舎内で事前調査及び配線工事を行うときは、事前に当センターを通して県への申請が必要です。
付帯設備	以下を利用することができます。 ・専用メールボックス（県庁第二庁舎１階、ダイヤルロック付き） ・会議室（フロア内専門相談室、時間予約制）
共用設備	庁舎内のトイレ、庁舎３階の給湯スペースとごみ置き場を利用できます。
光熱水費	①～③を合算し、前月分を翌月に県から請求します。 ①電気料：第二庁舎全体の電気料金/第二庁舎全体の使用電力量×各使用電力量（個別メーター） ②水道料：県の前年度の共通経費単価算出表の水道単価×使用人数 ③冷暖房費：（第二庁舎全体ガス料金＋冷温水発生器の灯油代）/第二庁舎全体面積×部屋面積
駐車場	入居者専用駐車場はありません。必要な方は、各自で近隣の貸駐車場などを確保してください。
駐輪場	第二庁舎敷地内の自転車・バイク置き場を利用できます。
その他	・県庁敷地内は全面禁煙です。屋内外に喫煙所は設置されていません。 ・必要な機器等は、各自で用意してください。事前に機器搬入の届出が必要です。 ・室内の改造は、原則として認めません。 ・原状回復に必要な費用が生じた場合は、全て入居者負担とします。 ・年に数回庁舎の作業停電があります。また、県庁舎全体の防災訓練が原則年１回行われます。いずれも事前にお知らせしますのでご協力をお願いします。

２　主なサービス内容

（１）２４時間、通年利用可能

・居住はできません。

・県庁第二庁舎の玄関と通用口は、原則として午前７時３０分に開き、午後６時１５分に施錠します。平日の上記時間以外及び休日は、東通用口からカードキーによる入出になります。

（２）当センターが経営全般についてサポートします。

（３）創業支援室を法人登記の所在地として本社登記することができます（入居許可期間に限る）。

３　入居対象者

次のいずれかに該当する方で、新たな事業への取組により、県内経済の発展に資すると認められる事業計画を対象とします。

１）　県内で新たに事業を開始しようとする個人及び法人

２）　新たに事業を開始した日以後５年を経過していない個人及び法人

３）　県内において第二創業、組織化、共同化及び組織変更をする個人及び法人

入居対象者に関する留意事項

①　小売業の店舗など、不特定多数の人間（お客様）が出入りする形態の事業を行うことはできません。

②　販売代理店及びフランチャイズ契約に基づく事業を中心に行うもの、マルチ商法等のいわゆるネットワークビジネスは入居の対象となりません。

③　既存の会社の支店及び営業所等としての利用は、入居の対象とはなりません。ただし、県外企業等による県内への進出のための準備（調査・企画・採用準備等）に係る使用を目的とする入居はこの限りではありません。

④　財団法人・社団法人・ＮＰＯやボランティア団体等が行う社会活動（人件費や事業維持費など業務運営に係るコストを賄うことができるビジネスモデルになっていない活動）の拠点としての利用は、入居の対象とはなりません。

⑤　公務員は入居の対象となりません。

⑥　入居者は自ら提出する事業計画を主体となって実行、推進し、その完遂に当たる者であることが必要です。

⑦　所得税（法人税）・事業税・市県民税等を滞納している者は入居の対象となりません。

⑧　次のいずれかに該当する場合は、入居の対象となりません。

・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき

・秋田県産業振興プラザの管理上支障があると認められるとき。

4　入居期間

年度ごとに利用許可を行いますので、最初の利用許可期間は１年以内となります。翌年度の継続利用を希望する場合は継続利用の審査（書面または面談）を受ける必要があります。継続利用の審査を経て、最初の利用許可開始日から最長３年間利用可能です。

5　選考方法

当センターが設置する審査会において審査を行います。

6　応募から入居までの流れ

事前ヒアリングを行っていない場合、申請書類を受付できませんので、必ず事前にお問い合わせください。随時応募を受け付けますが、入居審査は空室があるとき、または空室になる時期が明らかになってから行います。募集状況は当センターホームページで公開しています。

事前ヒアリング	電話もしくはメールでご連絡ください。入居要件および事業計画、入居予時期等について担当者がヒアリングを行います（Web 面談可）。
↓	
申請書類の提出	担当者が書類を確認します。追加書類の提出をお願いする場合があります。申請書類受理後、審査会日時の事前調整について連絡します。
↓	
審査会開催通知	審査会日時を文書で通知します（メール添付）。
↓	
審　　査　　会	申請者によるプレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分
↓	
許可/不許可通知	文書で通知します(メール添付)。
↓許可の場合	
入居前手続き	カードキー発行申請、機器搬入及び庁舎使用等申請、入居立会日時の調整。
↓	
入　　居	担当者が立会い、カードキーをお渡しします。 備品や機器の搬入、回線工事等は、許可期間開始日以降に可能です。

7　応募方法

（１）提出書類　※必ず、ヒアリング後に提出してください。ヒアリングを行っていない場合、応募を受付できません

①　利用許可申請書（様式第１）

②　事業計画書(様式自由（参考様式あり）、事業コンセプト・事業スケジュール・財務計画等

が記載されていること）
③　会社経歴書(個人の場合は履歴書)
④　決算報告書(最近３年間のもの。個人の場合は申告書等)
⑤　法人登記簿謄本の写し(個人の場合は住民票の写し)
⑥　会社案内等（個人の場合は不要）
⑦　納税状況報告書（様式第１別紙）

（２）提出先、問合せ先

郵送、持参、電子メールいずれかの方法で提出してください。提出いただいた書類は返却いたしません。

〒010-8572　秋田市山王三丁目１番１号
公益財団法人あきた企業活性化センター　新事業・設備支援課
TEL　018-860-5702　　E-Mail　sinjigyo@bic-akita.or.jp

（３）結果の通知

審査結果は書面にて通知します。
入居内定となった方には、創業支援室入居にかかる必要な手続きを行っていただきます。